

感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律第15条に基づく調査に関する事務契約書（案）

「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」または「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」の実施に係る診療報酬の算定要件に該当する場合において、受診者の自己負担の軽減のための措置に関する事務について、滋賀県知事 三日月 大造（以下「甲」という。）および大津市長 佐藤 健司（以下「乙」という。）と「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」または「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」の実施を希望する別紙記載の医療機関（以下、各医療機関を個別に「丙」という。）および丙から本委託契約に関する権限の委任を受けた一般社団法人滋賀県医師会（取りまとめ機関）（以下「丁」という。）は次の通り契約（以下「本契約」という。）を締結する。なお、本委託契約書は「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和2年3月4日健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「行政検査通知」という。）が改正された場合には、本契約の当事者間で別途合意する場合を除き、当該通知の改正に基づく見直しがされたものとみなすものとする。

第一条 甲および乙は、丙がPCR検査（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」に係る診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）または抗原検査（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」に係る診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）を行った場合に、受診者のPCR検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）および検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）に係る自己負担に相当する金額または抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）および検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）に係る自己負担に相当する金額の補助を行うものとする。

第二条 甲、乙および丙の金銭の授受は、社会保険診療報酬支払基金または滋賀県国民健康保険団体連合会を介して行うこととする。

第三条 丙は、PCR検査（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」に係る診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）または抗原検査（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」に係る診療報酬の算定要件に該当する場合に限る。）に係る診療報酬の算定要件に該当する場合に限る）を実施した場合には、甲または乙に報告することとする。なお、当該報告は、やむを得ない事情がある場合を除き、丙が「新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム」（以下「HER-SYS」という。）に入力することによ

り行うこと。この場合において、丙は、原則として、検体採取日当日中に「氏名」、「検体採取日」、「検査方法」、「検体」の項目を、検査結果判明日当日中に「結果」の項目をHER-SYSに入力すること。また、甲および乙は、丙からの請求内容について疑義がある場合には、丙に対して必要な書類の提出等を求めることができる。

第四条 丙は、本補助事業の対象に係る受診者に対して、PCR 検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」）および検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）に係る金額または抗原検査料（「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出」）および検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）に係る金額について、医療保険各法の規定による医療または高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定による医療に要する費用の額の算定方法の例により算定した当該医療に要する費用の額の合計額から医療保険各法または高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額に係る受診者の自己負担額（他の公費負担医療との適用順については、感染症法第 37 条に基づく公費負担医療と同様の取扱いとする。なお、同条に基づく公費負担医療と当該補助事業については、同条に基づく公費負担医療の適用を優先する。）を受診者に支給するものとする。その際、受診者の自己負担額と相殺することも差し支えないものとする。

第五条 丙は、PCR 検査または抗原検査を実施するに当たり、適切な感染対策の実施など、行政検査通知（その後の改正を含む。）に規定された「帰国者・接触者外来および帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関」として新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施するための要件を遵守する。甲は、丙が本条に違反した場合、または、本条に規定する要件を満たしている旨の契約締結時の丙の表明が虚偽若しくは不正確である場合には、直ちに丙との間の本契約を解約または解除し、別紙の「実施医療機関一覧表」を修正することができる。その場合には、甲は修正した別紙の「実施医療機関一覧表」を乙および丁に通知する。

第六条 丁は、丙から、行政検査の委託契約に関する権限の委任を受けるに当たり、丙が前条に規定する適切な感染対策が講じられていること等の要件を満たしている旨を表明していることを確認する。また、本契約が締結されたことをもって、丁が甲および乙に対して丙による上記の表明を伝達したものとみなされるものとする。

第七条 丁は、本委託契約締結後に新たに他の医療機関から本契約の締結について委任を受けた場合、または、丙から本契約を解約する旨の申し出を受け

た場合は、別紙の「実施医療機関一覧表」を修正し、甲および乙に通知するものとする。この場合には、甲および乙が別段の異議を述べない限り、当該通知がされた日をもって、別紙の「実施医療機関一覧表」の変更の効力が生じ、当該変更の対象である医療機関との間で本契約の締結または解約の効力が生じるものとする。

第八条 本契約は、本契約締結日にかかわらず、令和2年4月1日以降に実施した診療分から適用する。ただし、同年3月診療分のうち、行政検査（PCR検査）に係る診療報酬が同年5月22日時点で未請求であり、同日以降に当該診療報酬の請求が行われるものについても、適用する。

本契約の締結を証するため本書3通を作成し双方署名捺印の上各々1通を所持するものとする。

令和2年 月 日

甲 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 三日月 大 造

乙 大津市御陵町3番1号
大津市長 佐藤 健 司

丁 丙の代理人
栗東市糺一丁目10番7号 医協ビル内
一般社団法人滋賀県医師会
会 長 越 智 眞 一